

第5回 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会 議事概要

日 時：令和7年3月6日（木）15時00分-17時00分
場 所：一般財団法人 沿岸技術研究センター 会議室
方 法：オンライン併用

1. 主な議事

- 事務局より、下記について説明を行った後、委員による意見交換を行った。
 - (1) 意見照会結果報告
 - 1) 「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の改訂について
 - 2) 「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の改訂について
 - (2) 次年度の予定
 - (3) 意見交換
 - 「持続可能な維持管理に向けた取り組みについて」

2. 主な意見

○「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の改訂について

- 【委 員】点検診断計画の内容の見直しに関する記載において、維持工事等を実施しても、点検診断計画を変更する必要がある場合もあるため、「必要に応じて」の記載を追加することが適正な表現ではないか。維持工事等の実施があった場合には、その履歴を維持管理計画書に記載するため、維持管理計画については変更する必要があることについては納得した。
- 【事務局】軽微な維持工事等を実施した場合には、点検診断計画を変更しないケースもあるため、現行のガイドラインの記載に合わせ、「当該施設の利用状況の変化や維持工事等の実施があった場合は、点検診断計画の内容を必要に応じて見直すものとする」と修正したい。
- 【委 員】新技術の活用に関する記載において、新技術を積極的に導入するためには、長期的な視点からみたコスト縮減だけでなく、点検作業の省力化や安全性向上のメリットもあるのではないかと。
- 【事務局】コスト縮減に加え、新技術の活用が点検作業の省力化や安全性向上に寄与することにも言及し、「長期的な視点からみて、点検作業の省力化、安全性向上、コスト縮減等につながると判断したものであれば、積極的に活用することが望ましい」との文言に修正したい。
- 【委 員】事務局は港湾局と調整して、最終文案を作成して頂きたい。
- 【委 員】通常点検診断施設と重点点検診断施設の設定の考え方を表-4.2に記載している。この表の下段の記載内容について確認したい。5年以内に点検診断を行えば、維持補修等の対策の時期を逸することが無いのであれば、重点点検診断施設の分類①に対して、3年以内に点検診断を実施する根拠が無くなる。また、本当に5年以内に点検診断を行えば、維持補修等の対策の時期を逸することが無いのか、大胆な文言であると感じる。維持告示では、重点点検診断施設を、

施設の劣化状況ではなく、施設の重要度で判断するものと理解している。この文言を削除してはどうか。

【委員】表-4.2 の下段の記載内容は、通常点検診断施設と重点点検診断施設の意味づけを補足している記述であると理解した。

【委員】重点点検診断施設は重点的に点検診断する施設であると解釈しており、重点点検診断施設の位置づけを大きく変えていると感じた。維持告示では人命・財産・社会経済活動に重大な影響を及ぼす施設が重点点検診断施設であり、維持告示に整合していないと考える。

【事務局】これまでのガイドラインの運用では、竣工したばかりの新設施設であっても事例にあげているような重点点検診断施設であれば 3 年の頻度で点検診断することになる。港湾管理者にとって大きな負担となっており、考え方を見直す必要があるのではないか。

【委員】点検診断ガイドラインの今回の改訂では、点検項目を減らす運用ができるようになったと理解している。点検頻度では無く、点検項目を選定することで負担を軽減することができるのでは。

【委員】施設の管理者が混乱するため、維持告示とガイドラインの内容は整合すべきと考える。維持告示の内容を変えることも含め、港湾局で整理し直してみてもどうか。

【事務局】港湾局内で確認する。

○「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の改訂について

【委員】「補修」と「補強」の内容に関する記載を現行ガイドラインから変更すると、ガイドラインの利用者が混乱するのではないか。

【事務局】現行ガイドラインにおける「補修」と「補強」の考え方を整理し、利用者が混乱しないような内容としたい。

【委員】附属資料 5 全般で、移動式施設のうち、移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る）に関する記載が脱落している。

【事務局】附属資料 5 に、移動式施設のうち、移動式荷役機械に係る記載を追加したい。

(以 上)